

『帝京大学および帝京大学短期大学における競争的資金等不正防止計画』

2022年1月28日策定

1. 機関内の責任体系の明確化

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-------------------------------------|--|
| 競争的資金等の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。 | 『帝京大学および帝京大学短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規程』を制定し、機関内の責任体制について明文化するとともに、ホームページ上で公開することとし、学内外に周知する。 |

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-------------------------------------|---|
| ルールに対する研究者及び事務担当者の認識が不足する。 | 毎年、研究者を対象とした説明会を開催し、積極的に参加を要請するとともに、欠席者には個別に説明する。コンプライアンス教育を実施し、その理解度を把握する。また、説明会には事務担当者の出席を義務付け、認識の共有をはかる。研究者はe-ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務づける。 |
| ルールについて、誤った運用が行われる。 | ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより、誤った運用を事前に防止する。 ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。 |
| 競争的資金等が税金を財源とする公的研究費であるという意識が希薄である。 | 研究者および事務職員等の意識向上を図るため、行動規範を制定し、ホームページ上で公開することとし、学内外に周知する。 競争的資金等の執行にあたっては、研究者や事務職員等から、使用ルールを遵守する旨の誓約書を徴取する |

3. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|---|--|
| 研究費が年度末まで未執行である。 | 文部科学省科学研究費で使用している予算執行管理システムの対象範囲を拡大し、研究者自身による予算執行管理を容易にする。 事務担当者は定期的に予算の執行状況を確認し、進行していない場合は研究者へ執行を促す。 |
| 納品検査を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する。 | 物品検収体制を整備し、文部科学省の管理強化の方針を踏まえ、都度、各キャンパスにおいて見直しを行う。預け金等の不正に関与した研究者および業者に対しては、『帝京大学および帝京大学短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規程』に則して、処分等を行う旨を内外に明示する。 |
| 研究者と取引業者との関係が緊密化し、不正な取引を招く懸念がある。 非常勤職員の雇用に係る手続書類・本人確認等が不十分である。 | 研究者と取引業者との癒着を防止するため、取引業者から、不正な取引をしない旨の誓約書を徴取する(取引金額が些少であるなどの一部業者を除く)。 非常勤職員を雇用する際、被雇用者自身に人事担当部署へ必要書類を持参させ、面談により本人確認および勤務場所の確認を行う。また、定期的な面談実施や出退勤管理強化等により、勤務実態の把握に努める。 |
| 謝金に係る手続書類・実態確認が不十分である。 | 事務担当者が謝金に係る支払書類受付時に、当該謝金に対する成果物の確認を行う。 |
| 出張事実の確認が不十分である。 | 出張者に対し、事前に出張依頼書・出張命令書等、出張後に出張報告書・領収書等を提出する旨、事務担当者より依頼を徹底する。 |

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|---|---|
| 不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。 | 『学校法人帝京大学公益通報者保護規程』の趣旨と内容(不正を発見した者が不利益を受けない等)について、説明会等を通じて周知する。 |
| 研究者および事務担当者が機関の定めている競争的資金等のルールに関する理解度が低下する。 | 研究者および事務担当者を対象とした説明会を毎年実施する。また、ルールに関する情報を積極的に周知する。 |

5. モニタリングの在り方

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|---|---|
| 内部監査の実施方法が適切か否かの検証が行われていない。 | 競争的資金等に係る内部監査の実施手続について、幹事へも報告・相談するなどして、品質評価を受けながら、監査の有効性を高めていく。 |
| 競争的資金等の適正な運営・管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分である。 | 内部監査の結果を学長まで報告することをルールとして定める。 |

| | |
|---|--|
| 国等の制度変更により、整備した競争的資金等の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。 | 不正防止推進委員会において、文部科学省のルールの変更点や公表された他の研究機関での不適正な支出事例等を確認する。 |
|---|--|